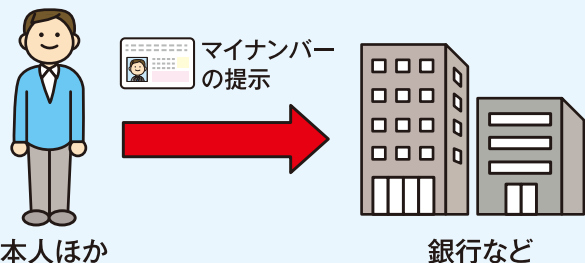


マイナンバーの取扱いには 厳格な保護措置が設けられています。

特定個人情報(マイナンバーをその内容を含む個人情報)の適正な取扱いが求められます。

マイナンバーは法令で定められた範囲以外での利用が禁止されています。

マイナンバーには利用、提供、収集の制限があります



マイナンバーの利用範囲の制限

法令に規定された社会保障、税及び災害対策に関する行政手続に限定されています。

マイナンバーの提供の求めの制限

社会保障及び税に関する手続書類の作成が必要な場合など、法令で定められた場合に限って、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

特定個人情報の提供や収集の制限

法令で限定的に明記された場合を除き、提供、収集をしてはなりません。

マイナンバーを悪用した詐欺行為に ご注意ください!

不審な電話などがありましたら、銀行または警察にご連絡ください。

制度実施の流れ

平成27年10月～
マイナンバーの通知開始

平成28年1月～

- 社会保障・税・災害対策の手続きで、マイナンバーの利用が開始
- 申請者に、「個人番号カード」を交付

平成29年1月～

国の行政機関の間で、情報連携を開始(予定)

平成29年7月～

地方公共団体なども含めた、
情報連携を開始(予定)

マイナンバー制度に関する詳細はこちら

マイナンバー

検索

マイナンバーの取扱いに関する詳細はこちら

特定個人情報保護委員会

検索



※本リーフレットは、平成27年7月時点の情報にもとづいて作成しております。

マイナンバー 提示のお願い

マイナンバーは、国民一人ひとりがつ12桁の番号です。
また、企業などの法人にも13桁の法人番号が指定されます。

平成28年
1月から
マイナンバー制度
スタート!



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

銀行でも マイナンバーを 扱います!



マイナンバー制度が はじまると、どうなるの？

Q&A

国民の一人ひとりにマイナンバー（12桁の個人番号）が割り当てられ、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政
手続で利用がはじまります。それに伴い銀行でも、投資信託や外国送金などの手続きで、マイナンバーを取扱います。

Q

制度はいつからはじまるの？

A

平成28年1月から開始されます。
また、制度開始前でも、銀行からマイナ
ナンバーの提示をお願いすることがあり
ます。

Q

個人情報が入りませんか？

A

マイナンバーの取扱いには、厳格な
保護措置が設けられています。
法令で定められた目的以外でマイナ
バーを利用することはできません。

Q

すでに取引しているけど、マイナンバー
の提示は必要なの？

A

はい。
平成27年12月以前から投資信託などの
取引をされているお客さまも、マイナ
バーの提示が必要となります。

Q

銀行でのマイナンバーの利用目的は？

A

投資信託や外国送金などに関する法定
書類などにマイナンバーを記載し、税務
署などに提出します。

Q

法人番号とは何のこと？

A

法人には13桁の法人番号が指定され、
インターネットを通じて公表されます。
個人のマイナンバーとは異なり、どなた
でも自由に利用可能です。

Q

法人でも法人番号の提示は必要なの？

A

はい。
法人のお客さまも、法人番号の提示が
必要となります。
ご協力、よろしくお願いいたします。

お客さまからマイナンバーの 提示が必要な主な取引

法令により個人・法人を問わず、
マイナンバーの提示が必要です。

「個人番号カード」または「通知カードおよび運転免許証
などの本人確認書類」をご持参ください。

個人のお客さま

- 投資信託・公共債など
証券取引全般
- マル優・マル特
- 財形貯蓄（年金・住宅）
- 外国送金（支払い・受け取り）など
- 信託取引（金銭信託など）

法人のお客さま

- 投資信託・公共債など
証券取引全般
- 定期預金・通知預金
- 外国送金（支払い・受け取り）など
- 信託取引（金銭信託など）

マイナンバーは
一生使うもの。
大切にしましょう！

